

長崎県土木部との意見交換会提案事項（建築）

	提 案 事 項	提 案 理 由	回 答
1	入札制度改正案に建築一式工事にかかるとの文面の明記をお願いしたい。	入札制度改正案は、常に土木一式工事にかかるシミュレーションのみ記述され、建築業者軽視も甚だしい。元来、建設企画課への建築担当者の適材配置がなされるべきである。	今年の4月に建設業界の方々と説明会をした時には、建築関係のシミュレーション等が無く土木を主体に説明した。 今後は建築についても、建築一式工事に関しても別途記載をして、更に説明の機会を設けて説明したいと考えている。建築の技術職は建設企画課の技術情報班と技術基準班に係長クラスを配置している。
2	建築に対しての説明会の開催並びに資料の作成等について。	土木工事の入札制度の改正説明会は開催されたが、建築工事の説明会を行っていない。また、説明会での資料は、土木、陸上、海上の資料であったので、建築一式の資料を作成していただくとともに、説明者は建築の担当者をお願いしたい。	この件に関しては、アンテナを高くして情報が入った時は、建築課・住宅課にも打ち合わせるように再度言いたいと思っている。 説明会は、建築一式のシミュレーションを作って、資料作成・説明者も建築職で対応したいと思っている。
3	建築一式工事のランク付けについて。	土木等の格付けにおいて、入札制度の改正が予定され、Aランク業者が50%程度まで減少する方向と聞いているが、建築についてはいままで議論を聞かぬため、方向性、考え方を教えていただきたい。	建築は8割が民間で2割が公共、土木はその逆である。今の考え方からすると、土木を先行しようかと思っている。土木の様子を見てその状況によって建築をどうするかという事を決めていきたいと思っている。すぐに土木・建築をスタートするという事は時期尚早かなと思っている。 格付けに関しては議会からも早く出せという意見もあるし、そんな事はまかり成らんという意見もある。我々も安易に半分にするという事は簡単には言えない状況である。経審が1～10月までの年度の年度までのデータでもついでいくが、それからすると25年度は無理だと思っている。

	提 案 事 項	提 案 理 由	回 答
4	総合評価項目の変更等について。	* 県における建築一式工事は、県北においては極端に減少し、少なくなっている。その中で評価のあり方として、配置予定技術者及び企業の施工実績・件数、工事成績等は、国土交通省の取り扱いに準じていただきたい。国土交通省では、実績としては公共性のある施設であれば、県、市、町村、民間でも認められている。また、期間については、建築の場合出件が少ないことから15年のままとしていただくか20年に延長して頂きたい。 * 地域性の配点をもっと大きくしてはどうか。 * CPD制度は、個人の技術力向上を会社がバックアップする制度であるため、起業の技術力と配置予定技術者の能力双方に評価を与えていただきたい。 個人のみると、会社全体での技術力向上の努力が減少すると思われる。 * 社会貢献活動の実績B ・ 土木の日の運営協力 ・ 住宅フェアの運営協力 については、参加協力量請が協会として難しくなるため残していただきたい。 * 工事成績評定については、建築の場合出件数が少なく（県北）、対象を公共施設に拡大しなければ該当がないことが多すぎるため、拡大をお願いする。また、期間も長くして頂きたい。 * 表彰については、建築は対象者がほとんどいないため、評価から除外していただくか評点を小さくしていただきたい。 また、土木の表彰を建築で評価するのはやめて頂きたい。	まず、総合評価落札方式は、品確法に基づいてされている項目の1つである。国が基本方針を出しているもので、それに従って計画的・段階的、地域性等を考慮しながら実施している。建築については、8割が民間という実態がある中で、配置予定技術者・企業の施工実績・件数については、県内の民間工事（同種・類似工事含む）を含めて評価をしている。民間工事の証明は契約書を付けて頂く事になる。 期間については、説明会で話が合ったと思うが、技術は日進月歩である。その中で品質確保の観点から、出来る限り最近のものを評価するという考え方で、土木・建築含めて10年が妥当と考えている。 評点については、実績とは別である。国・県・市・町それぞれ付け方が異なっている。県80点＝市80点が同等かという点と違う。国も件数が少ないので、県・市の点数が参考になれば使用したいとの意見もある。この件については、引き続き検討していく。 地域性については、2億円以上の工事は工事規模・難易度も高くなる。より確実な技術力を求められる観点から、工事実施体制拠点の点数を低くしても技術力を重視したい。 CPDについては、導入したいと考えている。格付け表にあるCPDは現状のままであると思う。総合評価のCPDは、技術者における評価にしたい。 社会貢献活動については、保守保全活動の実績として見直す。社会資本整備に直接的に無関係の無い活動は除いている。 表彰については、引き続き協議していきたい。 土木の表彰を建築で評価については、そういう意見も踏まえて検討する。

	提 案 事 項	提 案 理 由	回 答
5	労務賃金の支払い誓約について	建築は2次・3次下請け及び一人親方等の小規模組織の労働者が多く、制度を理解して書類を作成することに無理がある。また、誓約した案件とそうでない案件との労務費の支払い内容が変わることによる下請け業者の混乱が生じると思われる。また、元請け責任としてペナルティには無理があり、以上のことから努力義務として頂きたい。	2 月議会で入札制度の決議が可決された。それに基づいてしている。この誓約を押しつけたいとは我々は思っていない。上がれば良いと思っている。総合評価：建築でも試行的に何件かしている。賃金は最終的に労働者に払う必要がある。総合評価で今ままでしてきた事を出来ないという事は我々はおかしいと思っている。不履行のペナルティについては、評価値を0にするという話がある。-10 点は当該工事の事であり、加算点を-10にするという事では無い。支部の意見を聞いて経過措置を設けようと考えている。1 億未満は経験していない方がたくさんいるので、慣れて貰う事が必要だと思っている。 金額の高い方から、鉄骨・鉄筋、型枠・防水の4業種を提案している。
6	低入札調査基準価格並びに履行確認強化価格について。	近年、公共工事は過当競争状況にあり、工事品質や施工の安全確保の観点から、県は最低制限価格の引き上げを試行している。一方、WTO対象工事については、国では施工体制確認において、低入札調査基準価格を引き上げているが、県は従来そのままとなっている。県のWTO対象工事も国と同等の基準となるよう制度及び価格設定を見直して頂きたい。	議会からは、高すぎるという意見が出ているので、今、上げる下げるの議論を出来る状態では無い。現在約 85 %で設定している。今の基準を保っていきたいと我々は思っているが、行政だけで決める事は出来ないもので、新に分かった時点で協会に連絡したい。

※ 長崎県より、上記回答は「現段階での案である。変更となる可能性もある事をご了承願いたい。」と補足有り